

岩手県環境保健研究センターにおける外部研究費の管理及び監査の実施計画

平成 27 年 10 月 1 日 所長決裁

平成 28 年 10 月 3 日 所長決裁(一部改正)

この計画は、岩手県環境保健研究センターにおける外部研究費の管理及び監査要領（平成 27 年 10 月 1 日施行、以下「要領」という。）第 7 に基づき、要領に定める外部研究費の適正な管理及び監査を実施するために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 外部研究費の適正な執行管理に関する事項

(1) 全般的事項

外部研究費に係る取扱いは、別途定める事務処理基準を遵守するほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、会計規則（平成 4 年規則第 21 号）、その他関係する法令等を準用する。

(2) 物品の購入及び検収

ア 物品の購入に当たっては、物品購入伺の事前実施を徹底する。

イ 物品の検収に当たっては、企画情報部職員が適切に実施すること。

(3) 旅行命令及び旅費の支出

ア 出張等に係る旅行命令は、旅行命令伺の事前実施を徹底する。

イ 旅行命令の実施後は、復命書を作成のうえ、用務の内容に応じて出張等の内容を客観的に判断できる資料等を添付のうえ出張の事実及び成果を報告する。

(4) 貸金及び謝金の支出

ア 貸金及び謝金に係る事務は企画情報部が行う。

イ 貸金により雇用を行う場合の出勤状況の確認は、原則として企画情報部内に設置する出勤簿により行う。

2 職員の意識向上に関する事項

(1) 研修の企画及び実施

最高管理責任者（所長）は、センター職員に対し研修機会を確保し、外部研究費の制度及び執行方法等を周知する。

(2) センター業務及び組織運営に係る進行管理

ア 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等に対し、センター業務及び組織運営等に関する状況を把握するため報告を求める。

イ 最高管理責任者は、センター職員の面談を実施し、コンプライアンス遵守に係る理解度の把握及び意識向上に向けた課題等を把握する。

3 相談窓口に関する事項

センター職員及び外部からの外部研究費の適正管理に関する相談窓口は、企画情報部とする。

4 不正に係る通報（告発）の取扱に関する事項

(1) 通報（告発）窓口の設置

外部研究費の不正の疑いに係るセンター職員による内部通報（告発）及びセンター外部からの通報（告発）に関する窓口は、コンプライアンス推進責任者（企画情報部長）とする。

(2) 調査の対応

通報（告発）があった場合は、次の手順により対応する。なお、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様とする。

ア 通報（告発）等の内容の取りまとめは、コンプライアンス推進責任者が行う。

イ コンプライアンス推進責任者は、前項の情報をすみやかに最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告する。

ウ 最高管理責任者は、前項により報告を受けた情報について、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と協議のうえ、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、告発等を受付した日から 30 日以内に配分機関に報告する。

(3) 調査委員会の設置及び調査

ア (2)ウにより、調査が必要と判断された場合は、統括管理責任者及び最高管理責任者が指名する者をもって構成する調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会の委員長は統括管理責任者とし、委員には、センター職員以外の第三者（告発者、被告発者及び告発等に係る直接の利害関係を有する者を除く。）を半数以上加えなければならない。

イ 統括管理責任者は、アにより調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

ウ 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(4) 調査中における一時的執行停止

最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(5) 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(6) 配分機関への報告及び調査への協力等

ア 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

イ 調査委員会は、告発等を受付した日から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

ウ 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(7) 不正に関与した職員に対する措置等

- ア 最高管理責任者は、外部研究費の不正に関与した職員について、環境生活企画室へ報告する。
- イ 不正に関与した職員に対する措置及び措置に対する不服申立て等については、地方公務員法、その他関係する法令等の規定による。

(8) 通報（告発）を行った者の保護

最高管理責任者は、通報（告発）を行った者について、正当な通報を行ったことによっていかなる不利益も受けないよう、保護するために必要な措置を取る。

5 内部監査の実施

- ア 要領第7条で実施を規定する内部監査は、会計事務自己点検（年4回実施）をもって充てる。
- イ 不正防止計画推進担当は、不正の原因となる事項が認められ、又はその疑いがある場合など必要と認める場合は随時に内部監査を行うことができる。
- ウ 不正防止計画推進担当は、内部監査を実施した場合は、最高管理責任者にその結果を報告する。

6 取引の相手方に関する事項

(1) 関係要領等の周知

最高管理責任者は、外部研究費の適正な執行のため、関係要領等を取引の相手方に周知する。

(2) 誓約書の聴取

最高管理責任者は、取引の相手方に対し、別記様式により、取引の相手方から不正に関与しない旨を記載した誓約書の提出を要請する。ただし、不正が発生する可能性が低いと判断される以下の者を除く。

- ア 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- イ 学校法人
- ウ 国際組織、外国企業等
- エ 電機、ガス、水道、電話郵便事業者等
- オ 弁護士、特許・税理士事務所等
- カ 講演会の講師、助言者等商取引の相手方とならない個人
- キ その他、最高管理責任者が提出の必要がないと判断した者

(3) 不正な取引に関与した者への措置

不正な取引に関与したと認められる者については、物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年告示第1329号）及び物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月・岩手県出納局）を準用して、厳正に対処する。

(別記様式)

年 月 日

岩手県環境保健研究センター所長 様

(事業者)

住 所

事業者名

代表者名

印

誓 約 書

私は、岩手県環境保健研究センターにおける外部研究費の管理及び監査要領（平成 27 年 10 月 1 日、以下「要領」という。）に基づき、岩手県環境保健センターが実施する外部研究費に係る取引に当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 岩手県環境保健研究センターが定める要領等の規定を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる措置を講じられても異議がないこと。
- 4 岩手県環境保健研究センター職員から不正な行為の依頼等があった場合にはその事実を通報すること。